

建築基準法等施行取扱規則

新旧対照表（本文）

平成 28 年（2016 年）6 月 1 日

横須賀市都市部建築指導課

のでなければならない。

- 4** 省令第6条の3第5項第2号に規定する市長が定める期間は、法第12条第1項の規定による報告を受けた日から起算して3年間とする。

(定期報告を必要とする建築設備等の指定等)

第20条 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により市長が指定する建築設備及び昇降機等(以下「建築設備等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備であって、前条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は同項第2号に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものに設置されたもの
- (2) 排煙機を設けた排煙設備及び非常用の照明装置であって、前条第1項各号に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものに設置されたもの
- (3) 小荷物専用昇降機で建築物に設置されたもの(一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設置されたものを除く。)
- (4) エレベーター(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程の一部として原材料及び製品等の運搬の用途に供されるもの又は専ら運送過程の一部として貨物等の運搬の用途に供されるもの(専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のため乗り込むものを含む。)のうち、積載量が1,000キログラム以上のものを除く。別表第2において同じ。)及びエスカ

のでなければならない。

- 3** 省令第6条の3第5項第2号に規定する市長が定める期間は、法第12条第1項の規定による報告を受けた日から起算して3年間とする。

(建築設備等の定期報告)

第20条 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。

- (1) 政令第16条第1項各号に掲げる建築物に設置される機械換気設備、中央管理方式の空気調和設備、排煙機を設けた排煙設備及び非常用の照明装置
- (2) 政令第16条第3項第1号に掲げる昇降機以外の小荷物専用昇降機で建築物に設置されたもの(一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設置されたものを除く。)

レーターで建築物に設置されたもの(一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設置されたものを除く。)並びに政令第138条第2項第1号に規定する乗用エレベーター及びエスカレーター

(5) 政令第138条第2項第2号に規定する高架の遊戯施設及び同項第3号に規定する回転運動をする遊戯施設

2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年、次に掲げる時期とする。

(1) 前項各号に掲げる建築設備等で前条第1項各号に掲げる建築物に設置されたものについては、前条第2項において定める月と同じ月とする。

(2) 前項各号に掲げる建築設備等(前号に該当するものを除く。以下この号において同じ。)については、法第87条の2第1項及び第88条第1項の規定において準用する法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。ただし、現に存する建築設備等のうち前項第1号及び第2号に掲げるものにあつては1月から6月までの任意の月、第3号から第5号までに掲げるものにあつては7月から12月までの任意の月とする。

3 前条第3項の規定は、法第12条第3項に規定する報告の場合に準用する。

4(略)

第21条～第24条(略)

2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年、次に掲げる時期とする。

(1) 政令第16条第3項第2号及び前項第1号に掲げる特定建築設備等で建築物に設置されたものについては、法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。ただし、現に存する特定建築設備等にあつては、市長が定める月(最初に報告を行った年の翌年以降においては、最初に報告を行った日の属する月と同じ月)とする。

(2) 政令第16条第3項第1号及び第138条第2項並びに前項第2号に掲げる特定建築設備等については、法第87条の2第1項及び第88条第1項の規定において準用する法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月と同じ月とする。ただし、現に存する特定建築設備等にあつては、市長が定める月(最初に報告を行った年の翌年以降においては、最初に報告を行った日の属する月と同じ月)とする。

3 法第12条第3項に規定する報告を行う場合の検査はその報告の前1月以内に行ったもので無ければならない。

4(略)

第21条～第24条(略)